## 名桜大学後接会

## 令和6年度事業計画

名桜大学と本学学生の家庭との連携を密にし、本学の教育事業及び学生の福利厚生事業を援助するとともに、会員相互の親睦を図る目的で次の事業を実施する。

- 1. 卒業式関連支援事業
  - (1) キャップ&ガウン購入等への支援 (第5号関係)
  - (2) 卒業記念品購入への支援 (第6号関係)
  - (3) 卒業アルバム購入への支援 (第3号関係)
- 2. 教育活動支援事業
  - (1) 課外活動への支援 (第2号関係)
  - (2) 大学祭への支援 (第2号関係)
  - (3) 県外・国外への学生派遣費用への支援 (第2号関係)
  - (4) 教育懇談会等の支援 (第1号関係)
  - (5) 1年次教育研修及び教育活動への支援(第5号関係)
- 3. 福利厚生支援事業
  - (1) 新入生オリエンテーションの支援 (第5号関係)
  - (2) 新入生スポーツ大会への支援(第3号関係)
  - (3) 就職・進学活動学生への支援 (第4号関係)
  - (4) 学生食堂への支援 (第3号関係)
  - (5)後援会広報活動(第8号関係)
  - (6) 構内設備の整備 (第6号関係)
- 4. 開学 30 周年・公立大学法人化 15 周年記念事業への支援及びその他、後援会の目的を 達成するために必要な事業
  - (1) 構内設備の整備(第6号関係)
  - (2) その他、後援会の目的達成に必要な事項 (第8号関係)

## 【参考: 名桜大学後援会会則(抄)】

(事業

第3条 後援会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本学と学生の保護者等との連絡に関すること。
- (2) 学生の課外活動の援助に関すること。
- (3) 学生の福利厚生事業の援助に関すること。
- (4) 学生の就職関係事業の援助に関すること。
- (5) 本学の教育事業の援助に関すること。
- (6) 本学施設、設備、備品等の整備に関すること。
- (7) 本学の基金造成および寄付金募集に関すること。
- (8) その他、後援会の目的達成に必要な事項。